

NXPowerLite 保守サービス規約

本規約は、お客様（以下、「甲」といいます）に対し、株式会社オーシャンブリッジ（以下、「乙」といいます）が提供する、下記に定義する本サービスに関して定めます。

適用

- 乙は本規約の定めるところにより、甲に対し本サービスを提供します。
 - 甲は、本規約を理解し、本規約に拘束されることを同意したうえで本サービスを乙または乙の販売パートナーに申し込み、本サービス契約を締結したものとみなされます。
 - 甲は、本サービスの申込時に提示される、Neuxpower Solutions Limited（以下、「Neuxpower」といいます。）が定めるライセンス契約書に従い、Neuxpower から本ソフトウェアの使用を許諾されるものとし、甲はライセンス契約書の各条項に同意し、遵守するものとします。
- 本規約は、乙または乙の販売パートナーが本ソフトウェアを利用可能とするシリアルキーを甲に対し、発行した時点の本サービスの利用開始日として適用されるものとします。

本規約の変更について

- 乙は、本規約を随時変更することができます。
- 乙は、前項の変更を乙のホームページに掲載するなど乙が適当と判断する方法により告知します。当該変更は、その告知された時点から効力を有するものとします。

定義

- 本規約における各用語の定義は次の通りとします。
 - 本ソフトウェア
NeuxPower が使用許諾する NXPowerLite をいいます。
 - 本サービス
本ソフトウェアの利用サービスをいいます。
 - 本ソフトウェアプログラム
乙もしくは Neuxpower が開発し、提供可能となっている更新版プログラムを含む本ソフトウェアのモジュールをいいます。
 - 更新版プログラム
乙もしくは Neuxpower が開発し、提供可能となっている本ソフトウェアのバージョンアップもしくはアップデートモジュールをいいます。
 - 設備
本ソフトウェアプログラムをダウンロード提供するために乙が運用するサーバ機器などをいいます。
 - 販売パートナー
本サービスの販売行為、申込手続、料金回収、各種通知等を行う乙の委託先、または販売先をいいます。

本サービスの内容

- 乙は甲に対し、以下のサービスを提供します。
 - 本ソフトウェアの提供。
 - その時点で提供可能な本ソフトウェアプログラムを乙が管理する設備からダウンロード可能状態を維持・提供。
 - その時点で提供可能な更新版プログラムの提供。
 - 更新版プログラムの提供開始については、乙または乙の販売パートナーを通じて、電子メールにて通知するものとします。
 - 更新版プログラムはウェブサイトからのダウンロードまたは電子メールにより提供するものとします。
 - 保守サポートに基づき提供された更新版プログラムについても、ライセンス契約書の適用対象とします。
 - 更新版プログラムの適用に伴い、旧版プログラムは全て破棄するものとします。
 - 乙および Neuxpower は、更新版プログラムの開発および提供に関し、いかなる義務も負わないものとします。
 - 乙または乙の販売パートナーが別途定める期間・時間帯において乙の販売パートナーを通じて、本サービスの使用に関する問い合わせに対する助言と支援（以下、「保守サポート」といいます）。
 - 但し、以下の各号について乙は保守サポートを提供する義務を負いません。
 - 乙以外の第三者が提供する製品に関するお問い合わせへの回答若しくはそれらに起因する障害の解決
 - 不適切な使用、誤用、使用上の不注意および事故など甲または第三者の責に帰すべき事由により生じた障害の解決
 - その他、乙の責によらずして発生した障害への対応
 - 更新版の導入、それに伴う他社製品の削除や再導入、及び更新版導入時のお客様のデータ保護
 - 更新版プログラム提供開始後 90 日以上経過した旧版プログラム
 - 本サービスの販売中止以降の保守サポートについては、乙は甲に 60 日以上前までに書面にて通知することにより、これを中止することができるものとします。
 - システム管理者
 - 甲は、本サービスに関する保守サポート管理及び手続き等を行う、システム管理者を選任するものとします。甲はシステム管理者を通じてサポートその他の問い合わせについて乙または乙の販売パートナーに連絡するものとします。
 - 本ソフトウェアプログラムのインストールは甲の責任において対象となる PC 端末に実施するものとします。
 - 甲は、本ソフトウェアプログラムのインストールにおいて、本サービス申込時のライセンス数を超過しておこ

なつてはならないものとします。

7. 本サービスの提供範囲は日本国内のみとします。

本サービスの解約

1. 甲は乙または乙の販売パートナーが別途定める契約期間の満了日までに乙または乙の販売パートナー所定の手続きを行うことにより本規約および本サービスを当該満了日をもって解約することができます。
2. 本サービスの解約が行われた場合、Neuxpower が甲に対して使用許諾した本ソフトウェアのライセンス契約は解除されるものとし、甲は本ソフトウェアの使用を直ちに中止すると共に、甲の当該 PC から本ソフトウェアのアンインストールおよび複製物を破棄するものとする。

本サービス契約の解除

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は甲に催告を要しないで本サービス契約を解除できるものとします。
(ア) 本規約またはライセンス契約書の義務に違反し相当の期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
(イ) 利用申込書、利用変更申込書、その他通知内容等に虚偽記入または記入漏れがあったとき
(ウ) サービスを提供することが困難であると判断するに足る事由があると認めたとき

設備の運用

1. 乙は、乙の設備の規模・仕様が甲による本プログラムのダウンロードに対し、経済合理性に適った範囲で不足とならないように努力します。
2. 乙は、乙の設備に障害を生じたことを乙が知ったときは、速やかに前項の規定の水準を満たす範囲で乙の設備を修復・復旧するように努力します。

本ソフトウェアプログラムのダウンロード提供の中止

1. 乙は、次の場合には、乙の設備からの本ソフトウェアプログラムのダウンロード提供を中止することができます。
① 乙の設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
② 天災、火災、事変、停電、電力・電圧異常、通信障害、ウイルスその他の非常事態により本ソフトウェアプログラムの提供が困難となったとき。
2. 乙は、前項各号の規定により本ソフトウェアプログラムのダウンロード提供を中止するときは、あらかじめその旨を直接または乙の販売パートナーを通じて、所定の方法で甲に通知します。但し、緊急のやむを得ない場合は、この限りではありません。なお、これにより甲に損害が発生した場合乙は一切の責任を負いません。

責任の制限

1. 本サービスの利用により甲に損害が生じた場合、乙が負担する損害賠償額は、過去1年間に甲が乙の販売パートナーを通じて乙に支払ったサービス料金を上限とし、乙は、派生的または間接的な損害についていかなる責任も負わないものとします。

協力の要請

1. 乙は、甲が問い合わせた問題の原因調査において、甲の協力を要請することができるものとします。この場合、甲は合理的に可能な範囲で乙に協力するものとします。

株式会社オーシャンブリッジ
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 1-8-3
渋谷安田ビル 9F

NXPowerLite ホームページ：<http://www.nxpowerlite.jp>